懸案事項

作成者7/19:検証委員会

懸案番号	平成30年5月28日	理事会	発言者	会長、検証委員会	
2	期限 7月23日		担当者	合理化適正委員会、田中禎一	
懸案事項	グリストラップの処理方法について				
調査	1. H26年11月11日 岐阜県環境生活部廃棄物対策課長通知 ・グリストラップ内の夾雑物については基本的に一般廃棄物と解される。 ただし、市町村が一般廃棄物として取り扱うことが適切でないものについては、産業廃棄物として取り扱う場合もあるため、各市町村に確認されたい。 2. 廃掃法第2条 第2項 ・一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物をいう。 3. H24年度 廃掃法解説には ・人の日常生活から排出されるごみやし尿及び事業活動から生ずるものであっても一般的には市町村の処理能力をもって対処することが可能なものを一般廃棄物とする。 4. グリストラップ (夾雑物) は法律の定義にない。				
調査結果	・県内市町村の判断では、すべてし尿処理場で受け入れするとこもあれば一部、若しくはすべて産業廃棄物で処理するよう指示したとこもある。				
検証結果	グリストラップの処理方法については市町村の指示による。				

理事長	部会長	検証委員長
月日	月日	月日